認可後の地縁団体

⑴　印鑑登録と印鑑登録証明書の交付について

認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。手続は以下のとおりです。

項目	手数料	必要な書類
団体の印鑑登録	無料	◎認可地縁団体印鑑登録申請書 （代表者実印の押印があるもの） ◎代表者の個人印の印鑑登録証明書 ◎地縁団体の印鑑 （一辺が８㎜以上30㎜以下） ◎代表者の本人確認書類
印鑑登録の廃止		◎認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 ◎登録を受けた認可地縁団体の印鑑 ◎代表者の本人確認書類
印鑑登録証明書の交付	300円	◎印鑑登録証明書交付申請書 ◎登録を受けた認可地縁団体の印鑑 ◎代表者の本人確認書類

⑵　地縁団体台帳の写しの交付について

＊　地縁団体名義で不動産登記ができます。登記申請については、法務局へお問い合わせください。

＊　登記申請の添付資料として、**地縁団体台帳の写し**が必要です。

＊　代表者等の住所を表示した地縁団体台帳の写しの交付を受けるには、住所表示が必要な代表者本人から交付請求をいただくか、住所表示が必要な代表者からの委任状が必要です。

項目	手数料	必要な書類
地縁団体台帳の写しの交付	300円	◎地縁団体の証明書交付申請書 ◎委任状（代表者等の住所を表示した地縁団体台帳の写しを代理人が請求する場合） ◎請求者の本人確認書類 （代表者等の住所を表示する場合）

⑶　告示事項や規約に変更があったら

認可を受けた後に、告示事項や規約を変更したときは、まちづくり課へ届け出てください。

項目	必要な書類
告示事項の変更 （代表者の変更など）	◎告示事項変更届書 ◎申請者が代表者となることを受託した旨の承諾書の写しで、申請者本人の署名・押印があるもの （代表者の変更の場合） ◎告示された事項に変更があった旨を証する書類 （議事録の写しなど）
規約の変更	◎規約変更認可申請書 ◎規約変更内容及び理由を記載した書類 ◎規約変更を総会で議決したことを証する書類 （総会議事録の写しなど）

⑷　認可の取消し

認可地縁団体が**次の事項に該当**する場合は、認可は取消されます。

①　２・３ページの４つの認可要件のうち、そのいずれかを欠くこととなったとき
②　不正な手段により認可を受けたとき

⑸　認可地縁団体の解散

認可地縁団体が**次の事項に該当**する場合は解散となります。

①　規約で定めた解散事由の発生
②　破産手続開始の決定
③　認可の取消
④　総会において、規約で定めた定数の会員の賛成で、解散することが決議されたとき
⑤　構成員が「相当数」に満たなくなった場合

⑹　地縁団体の不動産登記の特例について（平成27年４月から）

地縁団体が所有する不動産の登記名義人等の全部又は一部の所在が知れない場合には、**次の事項を疎明する資料を添付**して市に公告の申請することができます。この場合、**３か月間の公告期間において登記関係者からの異議がなければ、登記関係者等の承諾があったものとし当該不動産の登記をすることができます**。

<table>
<tr><th>疎明する項目</th><th>必要書類</th></tr>
<tr><td rowspan="2">①当該地縁団体が当該不動産を所有していること

②当該地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平然かつ公然と占有していること</td><td>※書類・資料は、申請時のものと10年以上前のものが必要
【事実確認のための書類】
◎申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された事業報告書等

【疎明するための資料（下記いずれか）】
◎公共料金の支払領収書
◎閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
◎旧土地台帳の写し
◎固定資産税の納税証明書
◎固定資産課税台帳の記載事項証明書
◎その他市長が必要と認める書類</td></tr>
<tr><td>【上記書類の提出が困難な場合（下記すべて）】
◎上記が入手困難な理由書
◎隣地の所有者又は地域の実情に精通した者（民生委員や地域の古老・元区長等）の証言を記載した書類</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③当該不動産の表題部所有者又は所有者の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること</td><td>【疎明するための資料】
◎認可地縁団体の構成員名簿
◎墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）
◎その他市長が必要と認める書類</td></tr>
<tr><td>【上記書類の提出が困難な場合（下記すべて）】
◎上記が入手困難な理由書
◎隣地の所有者又は地域の実情に精通した者（民生委員や地域の故老・元区長等）の証言を記載した書類</td></tr>
</table>

④当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記人これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと	※**少なくとも１人について**資料を添付すれば要件を満たします。（所在不明者全員分は必要ありません） 所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについて同意を得ておくことが望ましいとされます。円滑に手続きを進めるためにも、事前に所在の追跡及び同意の確認を行ってください。 【疎明するための資料】 ◎不在証明書（登記登録上の住所の属する市区町村の長が当該市区町村に、登記関係者が申請した本籍（又は住所）に該当する「住所票」及び「住民票の除票が存在しないことを証した書面」 ⇒登記記録上の役所で所得可能 ◎登記記録上の住所に充てた登記関係者宛ての配達記録証明付き郵便が不到着であった旨を証する書面 ◎申請不動産の所在地についての実情に精通した方からの登記名義人の所在が不明である旨の証言を記載した書類 ◎その他市長が必要と認める書類

※　この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置付けられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。